

神奈川県看護協会 患者安全警報 No.18

＜ 労働安全衛生について ＞

平成21年9月29日

2008年10月、看護師2人が「過労死」認定を受けました。日本看護協会（以下、日看協）が行った調査では、全国で約2万人の看護師が過労死危険レベルの勤務をしていることが推定されるとの結果がでした。日看協では、交代勤務の負担改善と残業を減らすため、病院・施設が組織を挙げて取り組む「ナースのかえる・プロジェクト」を提起し働きかけを始めています。

看護師をはじめとした、医療従事者の労働安全衛生は転換期を向かえています。患者安全を守るために、まず働く医療従事者にも安全な労働環境を構築することが大きな課題です。

今回の患者安全警報では、看護職員の労働安全衛生対策に関する情報を集約しました。皆様の施設でも労働安全衛生対策について、情報を分析し対策について検討されることをお勧めします。

I 講演会

平成21年7月28日、神奈川県看護協会医療安全推進者ネットワーク主催により「医療安全と労働安全のこれから」というテーマで講演会を開催しました。

今回の講演内容をご紹介します。

演題1 「医療安全と労働安全のこれから」

講師：労働科学研究所 酒井 一博先生

1. 問題提起

医療従事者の過労死の問題がとり立たされている昨今、医療機関が医療従事者の安全と健康を守ることは当然。

日本における医療従事者の安全と健康確保の取り組みは、他の職種に比べると周回遡れの現状がある。

2. 医療安全と労働安全を進めることによる獲得目標と課題

- ・職員が安全・健康であってこそ医療安全の確保が可能になる
- ・医療安全と労働安全の両立が課題
- ・労働安全衛生の最低水準は法的な要求事項である
- ・職員の安全配慮義務は必須の要件である
- ・労働安全衛生マネジメントシステムの普及が課題

3. 医療現場の状況と医療従事者の状態

医療現場の状況 :

- 過大な残業の常態化
- 睡眠不足状態での就労
- 業務上の強いストレス

医療従事者の状態 :

- 過労
- 医療の質・安全
- ワークライフ・バランス

4. 医療部門の労働安全衛生の中で業務上の危険有害と考えられる要因について(*ILOより)

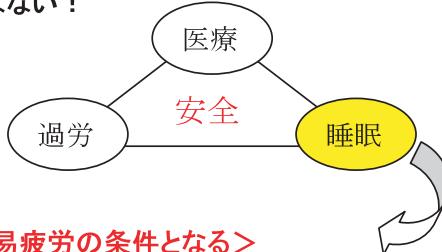
・生物学的危険要因	結核、肝炎、HIV・エイズ
・科学的危険要因	麻酔用物質、消毒用物質、薬剤
・物理的危険要因	電離放射線、騒音と振動
・エルゴノミクス要因	筋骨格系障害（患者の扱いほか）
・ストレス	過重な作業量、曖昧な職責、長時間労働、大きな責任 夜勤・当直
・暴力	救急部門、精神部門、セクハラ、パワハラ

*ILO : International Labor Organization 国際労働機関

常によい心身状態で医療（業務）にあたることは医療者としての義務であり、基本的な倫理である。そのためには、過重労働はできるだけ避けなければならない。

★過重労働は労働時間の長さの問題だけではない！

- 業務ストレス
- 過大な残業
- 睡眠質と量



<睡眠不足は易疲労の条件となる>

- 徹夜断眠の常態化（急性の睡眠負債）深夜勤・仮眠なし条件
- 長期睡眠不足（軽度睡眠負債【5時間程度の睡眠】の常態化）
- 週末調整の困難

<夜勤が抱える3つの問題点>

1. 生体リズムに反する勤務・・・夜勤適応の困難さ
2. 疲労が蓄積しやすい勤務・・・夜勤の疲労促進
3. 疲労が回復しにくい勤務・・・昼眠の疲労回復不全

労働者保護に関する法律の規定

労働基準法と労働安全衛生法が基本 ➡ 労働者が対象・労働条件と職員の安全衛生
* 働き方・職場環境と安全衛生について監視

労働安全衛生法（昭和47年施行）

責任体制の明確化および自主活動の促進により、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な作業環境を促進する。

5. 快適職場づくりのチェックポイント

1. 職場環境を快適な状態に維持するための措置を講じる
2. ストレスや疲労を減らすための作業方法等の改善につとめる
3. 疲労を回復するための適切な設備や福利厚生施設等に努める



6. いきいきと働き続けることのできる職場づくりに対する対策；<産業安全保険の視点>

- 1) 働くものすべてを対象に「健康」「安全」「福祉」「快適」「共生」「自立」の向上を目指す
 - 予防原則 作業関連性一次予防策の追及と実践
勤務条件や労働環境の継続改善
- 2) 活動の方法
 - 従事者への安全健康配慮・マネジメントシステムの運用
 - 経営トップのコミットメントと産業安全保健専門チームの活動

7. まとめ；これから生き方・働き方は価値観の転換を行っていくことが重要！

- 1) 休むことを重視する
- 2) 節目を上手につくる
- 3) コミュニケーションを重視する → まずはあいさつ・声掛けから
- 4) 多様な生き方・働き方をみとめあう
- 5) もう一つの仕事（ボランティア活動）にいそしむ

8. 講演会に参加して

酒井先生は、「個人の頑張りに依存する医療は限界に達している。医療システムの見直しマネジメント機能の強化、安全確保と労働関連法令の遵守に注目しながら労働安全衛生の課題に取り組む必要性がある」と述べられていました。私たち医療従事者は心身ともに良い状態であってこそ初めて仕事が成立すること、そして私たちも患者の医療環境の一部であることを改めて考えさせられた思いがしました。

各組織の労働安全衛生の指標となる講演でした。

演題2 「生産現場における安全衛生活動」

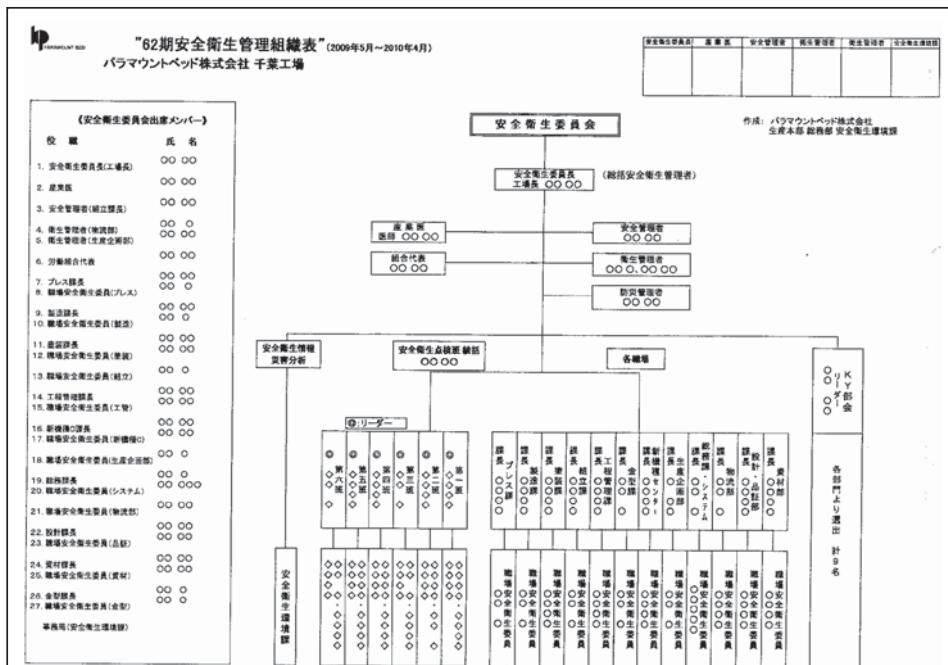
講師 株式会社パラマウントベッド生産本部 総務部 安全衛生環境課

広井 真先生

パラマウントベッドでは会社の理念を「人間尊重」と掲げ、以下の3点を安全衛生の重点項目として活動している。

1. 安全衛生管理体制: 管理体制(組織図)と役割

労働安全衛生法等に基づき管理体制を構築。各担当者の役割を明確にしている。



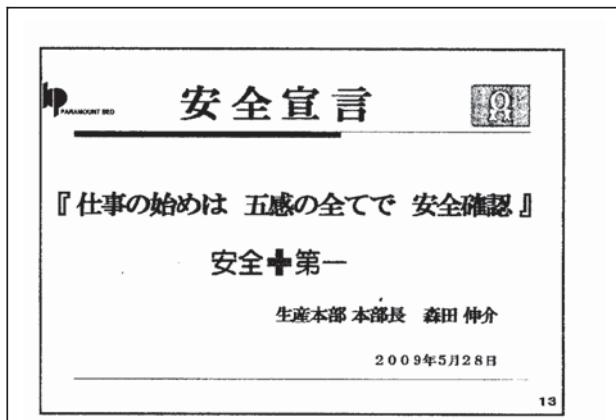
上記の表では「総括安全衛生管理者」「安全管理者」「衛生管理者」「産業医」「作業主任者」「安全衛生委員会」などが組織図に組み込まれている。また、それぞれ担当別に労働安全衛生法等法令に基づいた役割が確立されている。

2. 安全衛生計画（方針と展開）

- 1) トップが年初に安全衛生に関する基本的な考え方、方針を表明
- 2) 安全衛生方針に基づき、安全衛生目標を設定
- 3) 目標達成のための安全衛生計画を作成
- 4) 計画作成に当たり、安全衛生委員会などを活用し
労働者の意見を反映
- 5) 定期的に見直し、必要に応じて改善
- 6) 作成した計画は労働基準監督署へ提出

目標達成のための具体的な計画・実践・評価は
安全管理のPDCAサイクルと同じですね！

《トップの決意表明》



この他にも部長、安全管理者の安全への考え方・方針が「平成21年安全への決意」として一覧表で紹介された。

(例: 氏名 ○賀△弘 所属 生産本部)

「安全なくして生産なし」

- ・労災ゼロは職場の誇り
- ・一人ひとりの心がつなぐ無災害

職員はうちの部門長はなんて宣言しているのか?と興味津々かも…

《H21年度 安全衛生活動計画》

62期 安全衛生活動計画															
概要:												部署			
												総務部 安全衛生環境課			
												作成者			
スケジュール(計画・実行)															
NO.	活動内容			4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1	新入者安全衛生教育(正社員、有期社員、派遣社員等)			済	済	済	済								→ 入社時随時
2	管理職、課長安全衛生教育					済					○				
3	危険予知活動活性化(ヒヤリハット報告)					職長						○			→ 安全衛生委員会 危険要因検除
4	リスクアセスメント活動推進							○					→		外部研修受講
5	KY部会活動			済	済	済	済								→
6	安全衛生パトロール・合同パトロール(安全週間・衛生週間)実施					○			○				○	本部長・工場長 編成による	
7	全国安全週間(7/1~7/7)				準備 期間	○								準備月間:6月 標語募集	
8	交通安全教育						済				○			山武警察署 外部講師依頼	
9	フォークリフト技能講習修了者安全教育							○							
10	全国労働衛生週間(10/1~10/7)							準備 期間	○					準備月間:9月 標語募集	
11	健康診断(一般健診・生活習慣病健診・特殊健診) 作業環境測定(騒音・粉じん・有機溶剤)			済						○	特殊健診			健康診断	
				済						○	騒音・粉じん・有機溶剤			作業環境測定	

一年を通じ、
今月の安全活動計画と実
施状況が一目で分る!

3. 主な安全衛生活動

1) ヒヤリハット報告

報告書の提出を求め、データを集計。ヒヤリハット・Before/After 成果を提示。

2) 安全衛生教育

新人社員、管理職、新任職員など対象別に計画的に実施、安全衛生活動計画と連動している。安全心得10ヶ条を委託も含めた全職員へ配布(次項参照)。

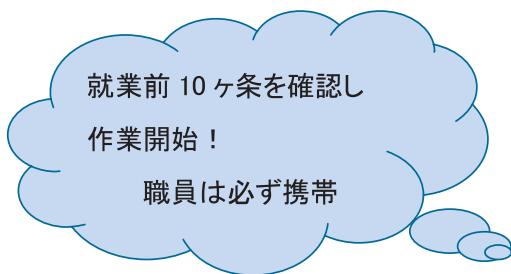
3) 安全衛生パトロール

安全衛生点検班、産業医巡視、工場トップ、安全衛生環境課、それぞれの視点で現場のパトロール

4) 危険予知（KY）活動

KY 部会を中心に活動、主に作業現場で KY 活動展開、指摘事項に対し現場と協同で対策

5) その他



安全心得 10ヶ条

- ① 作業は安全第一を心がけ、急がない・あわてない
- ② 決められた作業着・保護具をきちんと着用
- ③ 作業現場はいつも整理整頓
- ④ 器具・工具類は使用前に必ず点検
- ⑤ 共同作業は、合図・連絡を正確に伝達
- ⑥ 危険だな？と思ったらすぐに連絡
- ⑦ 構内は周囲に注意し、危険な通路を歩行しない
- ⑧ 安全標識に注意し、危険な場所へ入らない
- ⑨ 帰宅するまでは仕事のうち、交通事故に注意
- ⑩ 健康に留意し、いつも健康な状態で就業

* この心得は常に携帯し、作業前には一読！

これらの活動を通じパラマウントベッド千葉工場・松尾工場は、千葉県産業衛生大会で衛生管理優良事業所と表彰を受けています。

4. 講演会に参加して

広井先生は『人が働いている限り労働衛生活動に終わりはない。不安定行動が確認されたらその場で注意することが大切。それはいつか災害に繋がるからだ。その時はうるさい嫌われ者であっても、その人がいつか気が付いて感謝してくれたらいい。』と講演を結ばれました。誰もうるさい嫌われ者にはなりたくないですが、気付いた時その場で指摘しあえる職場風土作りが安全文化の醸成に繋がることを痛感させられました。

トップダウンとボトムアップを融合させた活動は医療現場にも大変参考になるものでした。

II 企業における安全衛生活動

組織での安全活動を活発にするヒント

—JFE スチール東日本製鉄所 安全管理室取材を通して—

JFE スチール東日本製鉄所は神奈川県の京浜地区と千葉地区の二県に渡る臨海製鉄所です。その規模は敷地面積東京ドームの 176 倍約 832 万m²、そこで働く従業員は協力会社を合わせて 1 万 3 千人に及ぶ鉄鋼業界では第 2 位の巨大企業です。

2009 年 8 月 4 日 医療安全情報ワーキンググループでは、企業の安全衛生管理について「JFE スチール東日本製鉄所」の取り組みを見学させて頂きました。

1. JFE スチールの安全衛生理念は

「安全はすべてに優先する」

製造業で生産ラインをストップすることは多大な損失につながりますが、安全のためならいとわないとする社長の安全理念がカードに掲載されています。

安全衛生管理概況は毎年発行しています。この冊子には活動方針・管理体制・活動状況、過去 3 年の事故分析、10 年間の災害報告がなされていました。

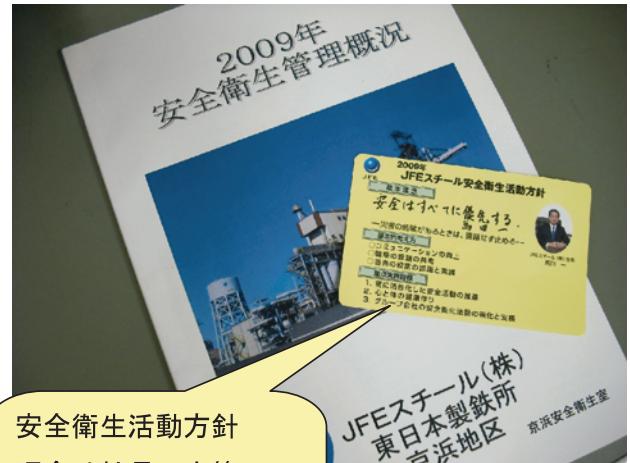
鉄鋼各社と連携し、データを比較したり、災害事例の共有・検証ができるなどのシステムも企業間で構築しているとのお話をでした。

2. 安全衛生活動の具体的取り組み

1) 職場ワースト 10 活動

：職場内の安全に関する問題を 10 個あげて改善していく活動

ワースト 10 個は、リスクの大きさや件数の多さなど定量的に評価した上で優先順位をつけて取り組みます。改善にコストがかかるためすぐに取り組めない事案もありますが、予算や内容を検討し改善を図っています。また小さいリスクも数多く改善することで業務がスムーズになることや、一つの課題がクリアされたらまた次の課題を改善するというサイクルで活動すると、改善すべき点は常に無くならないそうです。



安全衛生活動方針
理念は社長の自筆！
カード 8000 枚を全職員
へ配布した

2) 各室・工場の安全優良認定制度

：安全衛生で優れた活動を行い、成果を挙げた職場に対して認定・表彰する制度



安全優良認定を受けるとこのプレートが飾られます！
現在 17 室・工場中12部署が取得しているそうです。

安全優秀認定制度は、結果ではなくプロセス・努力度に評価の視点をおいています。自ら発案した活動は継続され、職場の活性化が図られることもねらいです。

また、統括単位は 1 つの室・工場という枠組みにしています。各工場の人数は 100 人から 260 人程度で協力会社の社員もあり、それぞれのモチベーションの違いが活動の妨げにならないよう、職場全員が協力しあうことを目的としています。

さらに、審査者は他の室・工場から選出しています。他の職場を見ることは、審査者にとっても新たな刺激となり「より向上しよう」という動機付けになるとのこと。最終審査には工場長や統括者・作業所長とのディスカッションも行われますが、取り組み経過を幹部が知ることは組織の風通しにも有効だと説明でした。

3. 工場見学

2 か所工場見学をしましたが、どちらも 5S が徹底され整理整頓が行き届いていました。工場内はさまざまな機械類が作動しているので不用意に作業スペースへ入り込むことは非常に危険です。誰が見ても一目で危険区域が分るよう表示に工夫がなされていました。

工場内通路の掲示板には、安全活動の目標や年間計画、活動内容などが掲示されていました。掲示物は文字の羅列ではなく、イラストや写真が要所に織り込まれ、つい足を止めて見たくなりました。見学した工場は、第 1 回優良認定制度を取得し、現在も積極的な取り組みをしており、業務を知らない私達が見ても安全活動に取り組む様子が伝わりました。また表彰された活動結果の掲示は職員の励みにもなるとのお話でした。



4. 取材を通して

製造業や建設業では事故や怪我が死に直結する業種でもあるため安全への意識が高いことを改めて実感しました。安全を守ることが命を守るという点は、私達医療従事者と同じです。だからこそ一人一人の関わりだけではなく組織全体としていかに取り組むかが大きなポイントだと感じました。まずはトップの方針が明確であること。また、働く人間のモチベーションを上げる環境作り、他人にさせられるのではなく自分達で解決すべき点を見つけ取り組むこと。結果のみでなくプロセス（関わる姿勢）を大切にすること。さらにプロセスを評価する側も真摯に対応すること。これらが統合され組織として労働安全が構築されていく様子を見学でき非常に素晴らしい取り組みと感じました。

安全担当室長の山岸さんは、『安全・環境・品質・・・管理が必要なことはさまざあるがマネジメントという点において考え方は同じ。一つの事がきちんとできるということは他のこともできる』と話されていました。**安全をおろそかにしている職場はきっと品質管理もできていない**と考えます。見学の一番はじめに、行動目標の基本は挨拶から・・・と説明されていましたが、挨拶という簡単なことができない人に安全の難しいことはできないとの説明に一同納得してしまいました。

鉄鋼業界では挨拶を「**ご安全に！**」と言うそうです。事故を起こさないという意思のもと普段の挨拶代りにこの言葉をかけるようになったそうです。

「**ご安全に！**」もはじめは一つの企業が使っていたものを JFE スチール内でことあるごとに**「ご安全に！」**と声をかけ、次第に鉄鋼連合会でも使われるようになり、いまでは他の職種の中にも広がっています。安全への地道な取り組みにも通じるようなお話をしました・・・。



ご安全に！

お忙しい時間をさいて説明してくださった JFE スチール京浜安全衛生室長の山岸新一さん、JFE スチール京浜安全衛生室課長の池田喜郎さん、日本鋼管病院総務人事室長の神尾秀男さんに感謝申し上げます。

本当にありがとうございました。

III 労働安全衛生のミニ知識



ミニ知識 ① 労働者保護のための基本法

1. 労働基準法(昭和 22 年施行)

労働者の生存権を保障するために労働条件の最低基準を定めた法律で、労働者（パートタイム労働者等を含む）保護法の中心を成しています。

労働基準法が適用される労働者とは、(1)職業の種類を問わず、(2)事業または事務所に使用され、(3)賃金を支払われる者、をいいます。

よくある労働問題：36「サブロク」協定とは？

労働基準法第 36 条に定めている労使協定のことです。

本来、労働基準法で定めている時間を超え、さらに労働してもらう時（主に残業してもらう時）・法定休日に労働してもらう時は、従業員の過半数代表者または労働組合の同意を得、その内容を「時間外労働・休日労働に関する協定届」を労働基準監督署に提出しておかなければなりません。

また、36 協定により延長できる労働時間には限度があります。

2. 労働安全衛生法(昭和 47 年施行)

職場における労働者の健康と安全を確保し、快適な作業環境を作ることを目的に、労働災害の防止について総合的、計画的な対策を推進することを定めた法律です。すなわち、この法律は、職場の「労働者の安全と健康を確保する」とこと、「快適な職場環境の形成を促進する」ことの 2 つを目的としています。

時代の変遷と共に改正：快適な職場作りのための労働安全衛生法

- (1)労働者の健康の保持増進のための措置を講じることが義務化（S 63）。
- (2)快適な職場環境形成のための措置が事業者の努力義務（H4）。
- (3)産業医の資格の強化と役割重視。健康診断後の医師の勧告を事業者は尊重し必要な措置を講じるべき（H8）。

労働者としての立場から、私たちも法による規定についての知識を身につけておくことが大切ですね！



ミニ知識 [2]

労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針 (労働省告示第53号)について

平成11年4月、労働省（現厚生労働省）は、労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針を公表しました。これは、事業者が労働者の協力の下に、「計画－実施－評価－改善」という一連の過程を定めて、連続的かつ継続的な安全衛生管理を自主的に行うことにより、事業場の労働災害の潜在的危険性を低減すると共に、労働者の健康の増進及び快適な職場環境の形成の促進を図り、事業場における安全衛生水準の向上に資することを目的とする新しい安全衛生管理の仕組みです。

【システムの概要】

- (1) 安全衛生方針を表明する。
- (2) 機械、設備、化学物質等の危険又は有害要因を特定し、それを除去又は低減するための実施事項を特定する。
- (3) 安全衛生方針に基づき、安全衛生目標を設定する。
- (4) 安全衛生目標を達成するために、上記(2)で特定された実施事項等を内容とする安全衛生計画を作成する。
- (5) 安全衛生計画を実施及び運用する。
- (6) 安全衛生計画の実施状況等の日常的な点検及び改善を行う。
- (7) システム監査を実施し、必要な改善を行う。

平成18年3月には、厚生労働大臣がリスクアセスメントの実施による自主的な安全衛生活動の促進を図るための指針を公表しました。

具体的実施内容は以下の通りです。

- (1) 労働者の就業に係る危険性又は有害性の特定。
- (2) 特定された危険性又は有害性によって生ずるおそれのある負傷又は疾病の重篤度及び発生する可能性の度合（リスク）の見積り。
- (3) 見積もったリスクを低減するための優先度の設定及びリスクを低減するための措置（リスク低減措置）内容の検討。
- (4) 優先度に対応したリスク低減措置の実施

安全衛生水準向上のための新しい手法として、労働安全衛生マネジメントシステムがあり、その中核を成すのがリスクアセスメントです。日本の多くの企業がリスクアセスメントの手法を取り入れ、安全衛生水準の向上に取り組んでいます。

看護職にもリスクアセスメントの考え方方が根付いてきましたが、今一度国の施策として推進されてきた指針に立ち返り、労働安全衛生を再考していきましょう。

引用・参考文献

- 1) 日本看護協会編：看護業務基準集,359-411,2007
- 2) 酒井一博：医療安全と労働安全のこれから，神奈川県看護協会リスクマネージャー交流会資料
- 3) 広井 真：生産現場における安全衛生活動，神奈川県看護協会リスクマネージャー交流会資料
- 4) 日本JFEスチール編：安全衛生管理概況，2009
- 5) 労働基準法実務研究会編集：わかりやすい労働基準法の手引き，新日本法規，平成6年3月28日発行。追録号数27号，28号。平成21年3月24日現在
- 6) 労働基準法 - YAHOO！百科事典。009/07/31. <http://100.yahoo.co.jp>
- 7) 36協定とは？（労働問題Q&A）：電機連合
2009/07/31. <http://www.jeiu.or.jp/qa/2007061500032.html>
- 8) 労働安全衛生手続き研究会編集：労働安全衛生手続き・書式便覧，新日本法規，昭和53年10月16日発行。追録号数98号。平成21年6月18日現在
- 9) 労働安全衛生法 - Yahoo！百科事典。009/07/31. <http://100.yahoo.co.jp>
- 10) 労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針。平成11年4月30日 労働省告示代53号。
改正 平成18年3月10日 厚生労働省告示代113号
- 11) 中央労働災害防止協会：職場の[リスクアセスメントの実際]—安全衛生のニューアプローチ—、
平成11年11月30日（第1版第2刷）